

北海道森林管理局入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成20年 8月29日(金) 北海道森林管理局 中会議室	
委員長	松田 彊	(北海道大学名誉教授)
委員	前田 憲秀	(前田憲秀税理士事務所)
委員	向田 直範	(北海学園大学教授)
委員	丸谷 知己	(北海道大学大学院教授)
審議対象期間	平成20年4月1日～平成20年6月30日	
抽出案件	総件数 87件	(備考)
治山工事	16件	その他の説明・報告事項等 ・総合評価落札方式の本格導入について ・林野庁の指示に基づく入札監視委員会資料の変更 ・他局の入札監視委員会の公表状況について ・指名停止の状況 ・物品・役務の調達方法別一覧 ・随意契約に関する四半期ごとの監査結果概要
林道工事	7件	
治山工事に係るコンサルタント業務	11件	
林道工事に係るコンサルタント業務	10件	
造林事業	24件	
生産事業	15件	
その他	4件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	
	・総合評価落札方式について、入札金額と併せて評価点を明記すべきではないか。 ・造林事業や生産事業の競争参加資格の欄の中に、「資本関係又は人的関係がないこと」という項があるが、この項を定めている意味は何か？ ・同じ規模区分の事業で、競争参加資格の中に「資本関係又は人的関係」に関する項があるものとないものがあるが、その違いは何か？	・次回以降、総合評価落札方式については、説明資料を工夫したい。 なお、資料番号7の案件に関しては、総合評価により2番目に入札価格が低い者が落札をしている。 ・入札時に親会社と子会社の関係や代表者が同一者である関係のもの同士が競争すると正常な競争が阻害される恐れがあるためである。 ・昨年度から、全省庁統一の参加資格とされたものの、具体の取扱いについては統一していなかったが、今年度から林野庁で統一したため、「資本関係または人的関係」が追加されたものである。このため、今回、抽出した案件では、早期に行わなければならない事業については、昨年度のうちに入札広告を出したので、「資本関係又は人的関係」の項が入っていない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・造林・生産事業について、同じ共同事業体に入っているもの同士が、その共同事業体が参加していない入札に同時に参加するのは、構わないのか？ ・生産事業の抽出案件の中に、入札参加が1者のみのものがあるが、その理由は何か？ ・競争参加資格に「技術者の配置」についての項があるが、技術者が各事業を移転しながらやっているのか？ ・事業を下請けに出した場合については、技術者の配置はどうなるのか？ ・造林事業で随意契約とした理由のなかに書かれている長期協定システムについて説明して欲しい。 ・長期協定システムは事業体の育成という観点からは、必要なシステムだと思われるが、今後の見通しについて説明して欲しい。 ・造林事業などは、複数年での契約の方がいいのではないか。 ・不落随契で、不落時の入札金額で1位になったものと契約しているが、これには決まりがあるのか？ ・入札の時点で不落となったにもかかわらず、話し合いによって工事の請負金額が下がるのは、何故か？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・別の入札案件には、参加出来るが、共同事業体が参加している同一の入札に、共同事業体を構成している会社が参加することは出来ない。 ・その事業は非常に規模の大きい事業なので、それに対応できる入札者が1者のみになったと思われる。複数の者が入札できるような規模の事業にしたほうが良いが、作業地の固まりの関係で規模が大きい事業も出来てしまう。 ・事業体によっては、複数の技術者を配置している。「技術者の配置」についての項は、確実にその現場に技術者を張りつけることを担保しているものである。 ・下請けについては認めているが、技術者自身は、元請の会社の者を配置すると決められている。 ・事業体の育成を目的とした協定で、複数年に渡っての事業の確保等を協定により定めている。 ・長期協定システムはすでに終了しており、新規の協定は行わない。抽出案件に記載されているものは、過去に協定を行ったもので協定の期間が残っているものである。 ・国の事業としては、原則として単年度契約なので、複数年の契約は難しい。 ・通常は、応札者の了解のもと、入札時に1位となったものと交渉し不落随契している。 ・相手には予定価格は明かせないので、お互いに価格を探りあいながら交渉して決めているのが実態である。
--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・治山事業の一般競争入札で、規模の小さい事業のほうが落札率が低いのは何故か？ ・災害復旧事業については、総合評価落札方式にすることが必要ではないか？ ・緊急を要する工事については、工事の後の検定を重視すべきではないのか？ ・通達の変更で審議する案件が増えたが、これだけの資料を作成するのも大変だし、説明にも時間がかかるので、特徴的なものを選んで審議をするなど方法を考える必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・推測はしにくいですが、規模の小さい工事については、相応の登録業者数に対して、発注件数が少ないという状況の中で、業者が落札しようとしたため、落札率が下がったかもしれない。また、規模の小さい工事に関しては、低入札価格の調査がないことも影響していると思われる。 ・災害復旧事業も原則は総合評価落札方式によるが、緊急に施工が必要なものについては、迅速に対応する観点から総合評価落札方式以外の契約方法も可能とされている。 ・工事成績表というものがあって、それが総合評価の点数に勘案されている。 ・通達で定められた資料を減らすことは出来ないが、説明方法については、効率的に説明できるよう検討したい。
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	